

(2) 資料の手引き

公共施設状況調査は、毎年地方財政状況調査(決算統計)と並んで実施されており、ここには、令和5年度調査分を集計・整理している。内容は公共施設全般にわたっており、中には、他部課において同様の調査が行われているものもある。(令和5年度公共施設状況調査作成要領を参照)

1. 資料調査期日

原則として、令和6年3月31日現在であり、異なるものは、次のとおり。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 道路 | 令和6年4月1日現在 |
| (2) 児童福祉施設・老人福祉施設 | 令和5年10月1日現在 |
| (3) 市町村立施設のうち専任職員数 | 令和6年4月1日現在 |

2. 資料についての留意事項

共通留意事項

- (1) 計数は、表示単位未満を四捨五入し表示単位まで求めている。
- (2) 各施設の「専任職員数」は、当該施設に勤務することを本務とする職員数(管理・運営を委託している場合の委託先の職員を含む。)をいうものであり、常時本庁に勤務していながら施設の事務を行う職員や、当該施設以外の施設等に常時勤務していて、当該施設の長を兼務している職員等は含まない。
- (3) 給水人口に係る一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分している。

＊ 公共施設状況調査は、昭和37年から開始されているが、平成15年度からは縮小調査となっている。全項目の調査は、平成18年に実施し、それ以降は行っていない(平成18年実施分：市町村行財政概況「第50集」参照)。